

令和元年 7 月

検体検査実施料算定留意事項改正のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび令和元年 6 月 28 日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発 0628 第 1 号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」が下記のとおり改正され令和元年 7 月 1 日より適用されることとなりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

(記)

■ 検査方法が追加された項目

点数 区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	備考
D007 血液化学検査					
30	25-ヒドロキシビタミン D	CLIA 法又は CLEIA 法	117	生化学 I 144	※

※下線部が追加変更されました。

原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA 法、CLIA 法又は CLEIA 法により 25-ヒドロキシビタミン D を測定した場合は、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に 1 回に限り、区分番号「D007」血液化学検査の「30」心筋トロポニン I、KL-6 の所定点数を準用して算定する。なお、本検査を実施する場合は関連学会が定める実施方針を遵守すること。

以上